諮問庁:法務大臣

諮問日:平成29年6月30日(平成29年(行情)諮問第271号)

答申日:平成29年11月9日(平成29年度(行情)答申第295号)

事件名:特定期間の「印鑑の所持者台帳」(特定刑事施設保有)の不開示決定

(不存在) に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定刑事施設会計課等が保有する平成20年2月12日付所長指示1号「被収容者の印鑑の取扱いについて」「記3(5)」に定められている「印鑑の所持者台帳」ただし平成24年1月から同28年12月26日までのもの。」(以下「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月9日付け高管発第17 4号により高松矯正管区長(以下「処分庁」という。)が行った不開示決 定(以下「原処分」という。)について、文書隠しを行っているだけなの で本件決定を取り消し、又は変更し本件文書の開示決定をせよ。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求書及び意見書には、本件以外の審査請求に関する記載も含まれているため、本件に係る部分を抜粋して記載する。

(1) 審杳請求書

処分庁は本件文書は「印鑑を居室内で所持させている被収容者を対象としており、同台帳は作成されておらず不存在」という。だが、所長が印鑑を所持する者がいないのに「同台帳に所持者を記載するよう指示する」はずがない上、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則17条(印紙及び印鑑)並び平成19年5月30日付け法務省矯成訓333号、大臣訓令「被収容者に係る物品の貸与支給及び自弁に関する訓令」「10条(物品の形状又は規格)」「15条(移送時の自弁物品の取扱い)」別表7「参考事項5」に反した処遇を特定刑事施設のみが行うこともあり得ぬ。(審査請求人は特定刑事施設に移送される前は特定拘置所に収容されていたが審査請求人だけでなく多数の被収容者が印鑑を所

持していた。)特に平成26年4月1日からは全国の刑事施設で「印鑑」が購入できるようになっており、これに反することも到底考え難い。 又、他の被収容者が所持していることを審査請求人が知る事実とも異なる。

ましてや、特定刑事施設、処分庁は前記(他の審査請求に係る内容のため略)で述べた通り、法1条、5条本文、6条1項本文、14条1項、22条1項等に反して情報提供も行わず、又は請求文書と異なる文書を開示したり、あるいは文字が小さく且、写しが薄く何と記載されているか不明な文書を送付してきたり等と法に反した様々なことを行っていることに照らしても本件文書隠しは明らか。

この本件文書隠しに対しては「情報公開個人情報保護審査会設置法」 9条(審査会の調査権限)4項による特定刑事施設に収容中の特定個人 Aが印鑑を所持していること、又、他の被収容者が所持していることを 知っているので同氏に対し「審査会」より調査等してもらえば文書隠し の事実が判明する。

(2) 意見書(添付資料は省略)

ア まず、諮問庁が本件不開示決定までの経緯を説明することは事実と 異なる。つまり、処分庁と本件請求文書を保有する特定刑事施設は、 次の通り不可解なことを行い本件不開示決定を行っている。

- (ア)「資料⑫」は平成28年12月12日付け請求人の処分庁宛て「平成28年11月24日付開示請求に対する補正等についての回答書及び同12月7日付行政文書の開示請求についての回答書及び行政文書開示請求書」(以下「資料⑫」という。)だが同「3.①(3)(二頁)」で「同会計課等が保有する平成20年2月12日付所長指示1号「被収容者の印鑑の取扱いについて」「記3.(5)」に定められている「印鑑の所持者台帳」ただし平成24年1月1日から28年12月12日までのもの。」と最初に本件請求文書の開示請求をなした。
- (イ)「資料®」は平成28年12月26日付け処分庁の請求人宛て「開示請求に対する補正等について」(以下「資料®」という。)だが同「3」で「補正書(資料®のこと)において「一部取下げは個別に判断する。」と記載がありましたので請求を維持するか取り下げる場合は開示請求手数料はお返ししますが請求を維持し不開示決定がなされた場合には、お返しすることはできませんのでご了承ください。なお、本請求を維持するかどうか確認ができていないため、補正書(資料®のこと)に記載のあった「行政文書開示請求書」については受付をしておりません。」と前代未聞のこととして本件請求文書の受付さえ行わなかったのである。それで本件請求文

書の根拠となる「所長指示」は次のことが定められている。

- a 「資料⑭」平成20年2月12日は、所長指示1号「被収容者 の印鑑の取扱いについて」(以下「20年指示1号」という。)
- b 「記1(印鑑の保管)(2)(一般領置)」「上記(1)以外のいわゆる三文判程度の印鑑については原則的に一般領置物とする。」
- c 「記3(印鑑の所持)(1)」「被収容者の印鑑の使用頻度が高く、かつ、印鑑の形状等から施設の規律秩序維持及び管理運営上支障がない場合、被収容者の願い出により一般領置の印鑑に限り所持期間を限定した上で保管私物としての所持を認める。」
- d 「記3. (5)」「会計課は別途、印鑑所持者台帳をそなえる こと。」
- e 特に特定刑事施設職員は国家公務員法98条1項により、法令に従い且職務上の上司の命令に忠実し従う義務があるから「20年指示1号」(資料⑭)「記3. (5)」で規程する「会計課は印鑑所持者台帳をそなえること。」に従い、たとえ被収容者に印鑑所持を願い出る者がいるか、いないかを問わず(印鑑所持を願い出る者がいるか、いないかなど印鑑所持台帳をそなえる前に分かるはずがないから、同台帳は作成しそなえておかなければならぬものが前提である。)本件請求文書の「印鑑所持者台帳」は、そなえておく義務がある。現に同所長自体「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(以下「処遇法」という。)42条1項5号同「規則」17条1号(1項は誤記と思われる。)に基づき「20年指示1号」(資料⑭)で印鑑の取扱いを定めているのである。
- (ウ)上記(イ)の通り本件請求文書の開示請求につき処分庁は不可解にも受付さえ行わなかったから請求人は仕方なく同年12月26日付け「資料③」「1.①」において再度、本件請求文書の開示請求を行うと処分庁は今度、平成29年1月25日付け「行政文書の開示請求について」「2」で(本件請求文書は)「不存在あなたが請求書に記載していた同指示(20年指示1号(資料⑭のこと))は既に廃止しております。」(原文のまま。()は請求人注)と回答してき、この後は諮問庁の「理由説明書」「2. (5)ないし(8)」の経緯となるのが事実で実に不可解なことをなし本件不開示決定をなしたのである。つまり請求人が「資料⑫」で本件文書の開示請求を行った時は「20年指示1号」(資料⑭)等は存在しながら請求を受け付けず、次に「資料⑬」で再度開示請求をなすと、その2日後に「20年指示1号」(資料⑭)は廃止されたと意図的

に廃止したとしか、いわざるを得ぬ状況であったのである。

- (エ) それも通常、行政文書には、ファイル等の表紙等に「根拠規定」 (本件の場合「20年指示1号」(資料⑭))「文書名」「保存期間等が明記」され運用されているから、仮に特定刑事施設で印鑑を所持する被収容者がいなくても法令及び上司の指示がある以上、本件請求文書たる「印鑑所持者台帳」は存在する。それで開示請求があれば、この「印鑑所持者台帳は存在するが印鑑の所持者がいないから表紙や必要事項等が記された文書しか存在しないがそれでよいか。」等の情報提供がなされなければならぬところ、本件では「作成されておらず存在しない。」といった通常、信じ難いことなのである。
- (オ)上記からも本件請求文書は次項の実情も含めれば「資料®」を請求人が特定刑事施設へ提出後、同所が「20年指示1号」(資料 (4))と共に本件請求文書も文書隠し又は廃棄等したとしか考えざるを得ないのである。
- イ 「特定刑事施設が本件請求文書の文書隠し等する事情があること及び同所収容中の被収容者が印鑑を所持している状況について」
- (ア)まず、特定刑事施設に収容中の「B」は独房に収容され他の者と接触できぬようにされた上、同所職員より訴訟妨害等から印鑑の所持、使用を違法に制限され、その理由は、「他の被収容者も印鑑を所持させていない。」と告知されていた。ところが「B」の親族が同収容中の所内事情に詳しい特定個人A(「資料⑮」の「特定個人A再審ニュース195号」参照)の支援者等へ特定個人Aは印鑑を所持し使用しているか、問合せたところ、「特定個人Aは所持し使用している。」と回答を受けた。又「B」が所内事情を知る他の収容者と話す機会があった際に「懲役の中には印鑑を所持している人いるんでしょう。」と尋ねると「ああ、いますね。自分が知っている人も何人かいますね。」ということであった。そのほかにも印鑑を所持した他の被収容者が職員に申出、朱肉を使用させてもらっている会話等を「B」は聞いている。つまり特定刑事施設は「B」等に「他の被収容者も印鑑を所持させていない。」と告知していたことが虚偽であることが発覚したのである。
- (イ)請求人は上記のことを知る前後に本件請求文書の開示請求を行うと特定刑事施設に処分庁は上記ア(ア)ないし(エ)で述べた信じ難いことを行い本件不開示決定を行ったのであるが、特定刑事施設内に印鑑を所持し、又、所持していた被収容者がいる以上「本件請求文書」である「印鑑所持者台帳」は存在するだけでなく、「年度ごとに所持者名、人数、所持期間、所持の理由等」が記録された部

- 分も必ず存在するのである。その「印鑑所持者台帳」が作成されて いないなどあり得ぬことで特定刑事施設の文書隠し等は明白なので ある。
- (ウ) 殊に印鑑が所持できることは処遇法41条1項5号,47条1項 1号,同規則17条1号によって明文されており請求人が前施設に 収容されている際も請求人だけでなく多数の者が所持していた。し かも
 - a 「資料⑨」は平成26年4月1日以降の「全国統一取扱物品」 17頁(以下「資料⑨」という。)だが、同26年4月1日から は全国の刑事施設で「印鑑」の購入ができるようになっており (既製品436円、特注品1728円)購入できるということは 「所持」できるのであって、これにも本件請求文書が存在せぬと のことは反している。
 - b ましてや、特定刑事施設と処分庁は上記(他の審査請求に係る内容のため略)で述べた通り請求人に対しては法1条、5条本文、6条1項本文、14条1項、22条1項等には反して情報提供を行わず、又は請求文書と異なる文書を開示したりあるいは開示出来る文書を不開示したり、及び文字が小さく且、写しが薄く判別しにくい文書を送達してきたり等と様々なことを行っていることに照らしても本件請求文書もそれと同じく文書隠し等していることが明らかなのである。
- (エ)請求人は本件文書隠し等の不開示決定,及び他の事情から印鑑の 所持者で、又は他に所持している者も知っている特定個人Aに対し 民事訴訟法134条により請求人が「原告」となり特定個人Aを 「被告」として民事訴訟法11条1項、2項によって東京地裁へ 「確認等請求訴訟」を提訴すべく準備中である。もって特定刑事施 設の本件請求文書の文書隠し等の真実はいずれ裏付けられる。そし て、御会も「設置法」9条4項により特定個人Aへ印鑑の所持、使 用等の事実につき「陳述等」して頂き、特定刑事施設と処分庁の文 書隠しを明らかにする職務がある。そうでなければ御会が誤判し 「文書不存在は妥当」と答申すれば特定刑事施設や処分庁の違法な 文書隠しに加担し法の目的(1条)等に反することをなすだけでな く,何の為に御会が設置されているかさえ意味がなくなり,且,御 会が審議を尽くしさえすれば誤判は回避できたとの問題も生じるこ とになるからである。そこで、請求人は印鑑の所持者で、又は他に 所持している者の事実等を知る特定個人Aへ、その事実を「陳述 等」して頂く事項を次に記載するので御会より特定個人Aへ「設置 法」9条4項により、その「陳述等」して頂き特定刑事施設の文書

隠し等の事実を把握した上で答申されることを申し立てる。尚、特定個人Aは請求人が特定刑事施設へ収容されていることを知得しているので、請求人の氏名を特定個人Aへ明かすことは何の支障もありません。

- ウ 「特定個人Aへの陳述等,求める事項について」
- (ア) 平成27年後半頃、請求人の親族が特定個人Aの関係者(救援連絡やセンター等)へ特定個人Aは印鑑を房内所持しているか尋ねたところ、「所持している。」とのことだったので以下の回答を願いますか。
 - a 印鑑は現在も房内所持していますか
 - b 房内所持している(又は以前,所持していたでもよいです。) 印鑑の材質は何ですか。(木製とかプラスチック製などでよいで す。)
 - c 房内所持している(又は以前,所持していたでもよいです。) 印鑑の値段は,いくら程ですか,(だいたいの値段でよいで す。)
 - d 「印鑑はいつ頃から房内所持していますか。」又は「所持していた期間が複数回に分かれている場合はいつ頃からいつ頃まで所持していた。」と具体的に回答願えますか
 - e 特定個人Aが房内所持していた印鑑を仮に特定刑事施設職員が 突然「印鑑を房内所持させない。」とか「印鑑を領置するよう に」と矯正等してきたことがあればそれは「いつ,誰が何の理由 で」房内所持させない。とか領置するようにと言ってきたか回答 願えますか。(特定刑事施設が請求人を意識して事実を歪曲させ ようとしたことが考えられるからです。)
 - f 特定個人Aが印鑑を房内所持した時は、どの程度の使用頻度で 所持しましたか。例えば月に1回か2回程度とか具体的に回答願 えますか。
 - g 印鑑を房内所持している。又は所持していた時「刑事民事等の 裁判書類」以外にどんな書面に印鑑を使用していたか回答願えま すか。(請求人の場合、刑事等の裁判書類以外はほぼ印鑑の使用 を不許可とされた為です。)
- (イ)「印鑑」を当該書面に使用する際、職員から貸与される朱肉を用いて押印しているとおもうのですが、その場合の状況について以下の回答を願えますか。
 - a 平日は工場へ終業後、居室に戻って朱肉を貸り押印しているのですか。それとも工場に当該書面を持参し工場内で朱肉を貸り押印しているのですか。

- b 免業日, 矯正指導日の場合は工場の正担当がいないことが多い とおもうのですが, その場合, 舎房勤務職員に申出朱肉を貸り押 印しているのですか。
- c 工場,又は居室内で朱肉を貸り,印鑑を押印する際,職員は当該書面に押印する場面に立ち会っていますか。それとも例えば朱肉を貸りたら職員は当該書面の内容を確認することなく食器口越しに押印するところに立ち合っているだけなど,その状況を具体的に回答願えますか。
- d 又, 平成24年春頃から本書に回答頂く期間までに上記aないしcの印鑑使用場所,使用状況が変更されたことがあれば「いつ,誰が, どのように変更したか。」回答願えますか。
- (ウ)特定個人Aだけに限らず「印鑑」を房内所持する場合は「物品取下願せん」に例えば「何の書面に印鑑を使用したい。」と同願せんに添書きするだけで特定刑事施設職員は印鑑の房内所持を許可してきていませんか。
- (エ)特定個人Aだけに限らず領置中の「印鑑」を使用する場合も「物品取下げ願せん」に例えば「何の書面に印鑑を使用したい。」と同願せんに添書きするだけで特定刑事施設職員は印鑑の使用を許可してきていませんか。
- (オ)特定個人A以外に「印鑑」を房内所持している被収容者は何人程 おられますか。できれば特定個人Aが知得する範囲でよいので特定 個人Aの工場では約何人いる。他の工場では約何人いる。と回答願 えますか。
- (カ) 又,特定個人A以外に「印鑑」を房内所持している被収容者の 方々は訴訟等,行っているから房内所持しているのか。それとも訟 務等以外の事情から所持しているのか特定個人Aが知得する範囲で よいので回答願えますか。
- (キ)「印鑑」を使用するにあたり特定刑事施設職員は以下のようなことをしているか回答願えますか。
 - a 領置中の「印鑑」を取り下げ使用する際「諸願せん」で「印鑑 使用願」を作成させ処遇首席へ提出させていますか。
 - b 仮に平成24年以前から本書に回答頂く期間までに上記aの領置中の「印鑑」を取り下げて使用する手続が変更されたことがあれば「いつ、誰が、どのように変更したか」回答願えますか。
 - c 印鑑を押印する「発信書(宅下げする場合でもよい。)」を印 鑑使用の許否を特定刑事施設職員が判断する為だとして同「発信 書」を作成完了後事前に職員へ提出させ処遇部門等へ同「発信 書」を持参して記載内容を確認した後に印鑑使用の許否を特定刑

事施設職員が決めていますか。単に上記(エ)のように「物品取下願せん」に「何の書面に印鑑を使用したい。」と同願せんに添書きするだけで職員は印鑑の使用を許可しているのではないですか。

- d 上記 c の印鑑を押印する「発信者(宅下げる場合でもよい。)」を印鑑使用の許否を職員が判断する為だとして同「発信書」を事前に職員へ提出させ記載内容を確認していると回答された場合、それは平成24年以前から行ってきたことですか。それとも、それ以降に変更されたのですか。仮に平成24年春以後に変更されたのであれば「いつ、誰が、どのように変更したか。」回答願えますか。
- e 印鑑を「発信者等」に押印させるとして作業中(矯正指導日も 含む。)などに処遇部門前の調室に連行しては、そこで職員に印 鑑を渡され使用していますか。又、その直後に印鑑を職員へ渡す と自動的に印鑑は領置されていますか。
- f ここ迄、質問した以外に請求人等が気付かず特定個人Aが知得 していることで特定刑事施設が請求人には他と異なることを行っ ている事があればご回答願えますか。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が高松矯正管区長(処分庁)に対し、行政 文書開示請求書により開示請求した、特定刑事施設会計課等が保有する 「平成20年2月12日付所長指示1号「被収容者の印鑑の取扱いについ て」「記3(5)」に定められている「印鑑の所持者台帳」ただし平成2 4年1月から同28年12月26日までのもの」(本件対象文書)につい て、処分庁が、行政文書不存在を理由に、不開示とする決定(原処分)を 行ったことに対するものであり、審査請求人は、本件対象文書を保有して いるはずであるとして、原処分の取消しを求めていることから、以下、原 処分の妥当性について検討する。

2 原処分までの経緯

- (1)審査請求人は、平成29年1月4日処分庁受付の行政文書開示請求書 により本件対象文書の開示を請求した。
- (2)処分庁は、同月11日付け事務連絡をもって、特定刑事施設に対し、本件対象文書を探索し、写し1部を提出するとともに、該当する行政文書ファイル名を連絡するよう依頼した。
- (3) その後、特定刑事施設から処分庁に対し、該当文書が存在しない旨の 連絡がなされたため、処分庁は念のため、同月19日、特定刑事施設に 電話連絡し、本件対象文書の存否を再度確認した。

特定刑事施設によれば、平成20年2月12日付け所長指示第1号

「被収容者の印鑑の取扱いについて」(以下「旧所長指示」という。) については平成28年12月28日付けで廃止となっているところ、旧 所長指示が運用されていた期間においても、本件対象文書は作成されて おらず、存在しないとのことであった。

なお、特定刑事施設においては、本件対象文書の存否を確認するに当たって、事務所や文書庫等、共有フォルダ内のデータ等を探索するだけでなく、旧所長指示が運用されていた期間に関係課で勤務していた職員に当時の実情を確認するなど、考え得る限りの探索を尽くしているものと認められる。

- (4) 処分庁は、平成29年1月25日付け「行政文書の開示請求について」により、審査請求人に対し、本件対象文書が不存在であること、また、請求の趣旨が「貴重品の処理方法を確認する文書」ということであれば、「平成28年12月26日付け所長指示第95号「被収容者の携有等する貴重品の領置処理方法について」(以下「新所長指示」という。)が存在する旨の情報提供を行い、請求の維持又は変更等の意思表示を求める(求)補正を行った。
- (5) 処分庁は、同年2月3日、審査請求人からの回答書を受領した。同回 答書において、審査請求人は、
 - ア 本件対象文書は存在するはずであるから、仮に旧所長指示が廃止されているのであれば、同廃止までの間の本件対象文書の開示請求を維持する。
 - イ 被収容者の印鑑の所持・使用について、新たに発出された文書が存 在するならば、同文書の発出年月日、正式名称及び文書番号の情報提 供を求める。

旨の意思表示を行っているものと認められた。

- (6) 処分庁は、同年2月9日付け「行政文書の開示請求について」により、審査請求人に対し、
 - ア 本件対象文書が不存在であること
 - イ 旧所長指示は、平成28年12月28日に廃止されていること
 - ウ 貴重品の処理方法を確認する文書ということであれば、新所長指示が、特別領置品の取扱いを確認する文書ということであれば、平成28年12月26日付け総務部長指示第12号「特別領置品の取扱いについて」が、それぞれ存在すること

を情報提供し、請求の維持又は変更等の意思表示を求める(求)補正を 行った。

(7) 処分庁は、平成29年3月6日、審査請求人からの回答書を受領した。同回答書において、審査請求人は、改めて本件対象文書は存在するはずである旨主張するとともに、「文書隠し等は明らかだからあとは情

報公開・個人情報保護審査会の諮問に付し調査してもらえばよいので速 やかに不開示決定等されよ」等と記載しており、本件対象文書の請求を 維持するものと認められた。

- (8) 処分庁は、同月9日付け「行政文書不開示決定通知書」により、審査 請求人に対して、本件対象文書は作成又は取得されておらず、存在しな いことを理由とした不開示決定を行った。
- 3 本件対象文書の探索方法等について

本件対象文書の探索方法等については、上記2(3)記載のとおり、

- (1)特定刑事施設における探索
 - ア 事務所や文書庫等及び共有フォルダ内データ等の探索
 - イ 旧所長指示が運用されていた期間に関係課で勤務していた職員 に対する実情聴取
- (2) 処分庁からの電話による再度の実情確認

が行われているものと認められ、本件対象文書が不存在であるとの結論に 至るに十分な探索等がなされているものと認められる。

なお、特定刑事施設においては、原処分を行うに当たり、本件対象文書 について、事務室及び文書庫内等を再度探索しており、本件対象文書の趣 旨に沿う文書は存在しないことを改めて確認している。

以上のとおり、本件対象文書を保有していないことにつき、不自然・不 合理な点はない。

4 経緯は以上のとおりであり、その他原処分に至るまでの処分庁における 情報提供等事務手続の在り方についても、特段の不備は認められず、本件 対象文書について、行政文書不存在を理由に不開示とした原処分は、妥当 である。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 平成29年6月30日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年8月7日 審議

④ 同月8日 審査請求人から意見書及び資料を収受

⑤ 同年11月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「特定刑事施設会計課等が保有する平成20年2月12日付所長指示1号「被収容者の印鑑の取扱いについて」「記3(5)」に定められている「印鑑の所持者台帳」ただし平成24年1月から同28年12月26日までのもの。」(本件対象文書)の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は作成又は取得しておらず、存在しないため

不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無 について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁の説明の要旨

特定刑事施設によれば、旧所長指示については平成28年12月28日付けで廃止となっているところ、旧所長指示が運用されていた期間においても、本件対象文書は作成されておらず、存在しないとのことであった。

なお、特定刑事施設においては、本件対象文書の存否を確認するに当たって、事務所や文書庫等、共有フォルダ内のデータ等を探索するだけでなく、旧所長指示が運用されていた期間に関係課で勤務していた職員に当時の実情を確認するなど、考え得る限りの探索を尽くしているものと認められる。

(2) 検討

- ア 審査請求人の主張は、上記第2の2(1)のとおりであるところ、 要するに、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則及び被収容者 に係る物品の貸与支給及び自弁に関する訓令において、被収容者が 印鑑を使用することが認められているのであるから、印鑑を所持し ている者を記載した本件対象文書は存在するはずである旨主張する ものと解される。
- イ この点につき検討すると、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則及び被収容者に係る物品の貸与支給及び自弁に関する訓令においては、被収容者に自弁の使用を許す物品として、印鑑が挙げられていることが認められる。
- ウ しかしながら、諮問庁から旧所長指示の写しの提示を受けて、当審 査会においてこれを確認したところ、旧所長指示では、印鑑の保管 については、その材質等により、特別領置又は一般領置という取扱 いの違いはあるものの、基本的には刑事施設職員において領置する ものとされており、居室内での印鑑の所持については、その必要性 等に鑑み、認められた場合のみ可能である旨定められていることが 認められる。

さらに、当審査会において諮問書に添付された資料を確認したところ、処分庁が特定刑事施設に電話で確認したところによると、特定刑事施設会計課長は、旧所長指示では被収容者の居室内での印鑑の所持については個別に判断を行うものとされていたが、実際には、居室内での所持を認められた被収容者はいなかったとのことであり、

これを覆すに足りる特段の事情はない。

そうすると、本件対象文書に記載すべき者(以下「台帳記載対象者」という。)はいなかったことになるといえるところ、旧所長指示には、本件対象文書を会計課において備えることは定められているものの、それを作成する時期や期限等については明記されてはいないと認められるから、旧所長指示が運用されていた期間、特定刑事施設においては、台帳記載対象者が発生した時点で本件対象文書を作成する取扱いであったとしても、必ずしも不合理とはいえない。したがって、旧所長指示が運用されていた期間、特定刑事施設においては台帳記載対象者がいたとは認められない以上、本件対象文書が作成されなかったとしても不自然、不合理であるとまではいえない。

- エ また、上記(1)の本件対象文書の探索の方法及び範囲について特 段の問題はないと認められる。
- オ なお、審査請求人は、上記第2の2において、他の被収容者が印鑑を所持していたことがある旨種々主張するので、この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、被収容者が居室内で一時的に印鑑を使用することについて許可を受ける場合があるが、それは飽くまでも一時的な使用にすぎず、当該被収容者において、印鑑を居室内で所持することが許されているわけではない旨説明する。

そこで、印鑑の取扱いに関する運用について、当審査会において旧 所長指示を確認したところ、訴訟遂行上、財産の保護及び権利の行 使等に必要として、領置中の印鑑の使用を願い出るものについては、 必要性を判断した上で必要に応じ、その都度使用を認める旨定めら れていると認められる。

そうすると、このような印鑑の使用の取扱いに関する定めに照らす と、上記の諮問庁の説明は首肯できることから、審査請求人の主張 は、上記ウの判断に疑いを生じさせるものではない。

- カ したがって、特定刑事施設において、本件対象文書を保有しているとは認められない。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右する ものではない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、特定刑事施設において本件対象文書を保有し ているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史